

(26) 地域一体となつた観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業

(単位:百万円)

府省名	調査主体	6年度予算額	7年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	本省と関東財務局の共同調査	— (参考) 6年度補正(第1号) 30,000	—	—	—

事業の概要	コロナ禍で失われたインバウンド需要を復活させ、地域経済を支える観光産業のコロナ禍からのV字回復を実現させるためには、宿泊施設を核とした地域一体となつた観光地の面的な再生・高付加価値化を進めていくことが重要である。
	このため、令和2年度以降、①改修前後で客室単価を一定割合以上増加させる等の宿泊施設の収益力が向上する改修や、②跡地を観光目的に利用するための廃屋の撤去などの取組を短期集中で支援してきた。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 宿泊施設における高付加価値化改修の状況

本事業の趣旨に沿った十分な高付加価値化が図られるよう、本事業の交付決定に当たっては、

- ・宿泊単価に係る目標値が、当該宿泊施設の宿泊単価の実績等を踏まえた十分な水準となっているか
- ・施設改修の内容が、当該目標値の達成に十分に資するような内容となっているか

についての審査を徹底し、真に高付加価値化に資する改修に対して支援がなされるよう徹底すべき。

また、本事業により改修を行った宿泊施設において、事業の趣旨に沿った十分な高付加価値化が図られているかについて、事業完了後における定期的なフォローアップを徹底した上で、目標値が未達成である場合や達成の見込みが低い場合などにおいては、十分な高付加価値化が図られるよう、指導・助言を強化していくべき。

2. 廃屋撤去後における跡地の活用の状況

本事業の趣旨に沿った跡地の活用が図られるよう、本事業の交付決定に当たっては、

- ・廃屋撤去後の跡地活用の内容や時期が、地域の面的な高付加価値化に十分に資するものとなっているか

についての審査を徹底し、真に地域の面的な高付加価値化に資する跡地活用がなされるものに対して支援がなされるよう徹底すべき。

本事業による廃屋撤去後の跡地において、本事業の趣旨に沿った活用が十分に図られているかについて、廃屋撤去後における定期的なフォローアップを徹底した上で、未活用である場合や活用の見込みが低い場合などにおいては、十分な活用が図られるよう、指導・助言を強化していくべき。

反映の内容等

1. 宿泊施設における高付加価値化改修の状況

観光庁は、事業者が宿泊施設の改修計画を申請する際に提出する個別事業計画において、施設改修によりどのように宿泊単価の目標値を達成することができるかの理由の記載を求めるなど審査を徹底した。

また、宿泊単価に係る目標値の達成状況について、事業完了後における定期的なフォローアップを実施することとした。特に、目標値が未達成な事業者に対しては、本事業を通じて単価向上を達成している事業者の取組・ノウハウを事例集としてとりまとめ、同事業者に対して提供するなど十分な高付加価値化が図られるよう、指導・助言を行うこととした。

2. 廃屋撤去後における跡地の活用の状況

観光庁は、本事業に係る交付申請の手引、完了実績報告書の手引において、廃屋撤去後の跡地活用の内容や時期についての具体的な記載及び本事業の目的である真に地域の面的な高付加価値化に十分に資するものであることの理由の記載を求める旨を追記して、事業者からの提出書類の記載内容をより具体化させることにより、審査を徹底した。

また、廃屋撤去後の跡地活用において、本事業の趣旨に沿った活用が十分に図られているかについて、事業完了後における定期的なフォローアップを実施することとした。特に、定期的なフォローアップの時点で跡地が未活用である場合や活用の見込みが低い事業者に対しては、何が問題となっているのかなどについて、ヒアリングを実施するなど指導・助言を行うこととした。

※なお、本事業は令和7年度予算案に計上されていない。

(上記「6年度予算額」欄の(参考)予算額は、本事業における直近の予算計上額を記載している。)